

## 大野市介護保険条例等の一部改正について

## ① 大野市介護保険条例

【改正理由】 介護保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うため

【改正内容】 ア 介護保険料の基準額月額を6,000円から5,900円へ引き下げる。

| 段階        | 保険料基準額（年額）に対する割合 |       | 年額保険料   |         |
|-----------|------------------|-------|---------|---------|
|           | 改正前              | 改正後   | 改正前     | 改正後     |
| 第1段階      | 0.30             | 0.285 | 21,600  | 20,200  |
| 第2段階      | 0.50             | 0.485 | 36,000  | 34,400  |
| 第3段階      | 0.70             | 0.685 | 50,400  | 48,500  |
| 第4段階      | 0.90             | 変更なし  | 64,800  | 63,700  |
| 第5段階      | 1.00             | 変更なし  | 72,000  | 70,800  |
| 第6段階      | 1.20             | 変更なし  | 86,400  | 84,900  |
| 第7段階      | 1.30             | 変更なし  | 93,600  | 92,000  |
| 第8段階      | 1.50             | 変更なし  | 108,000 | 106,200 |
| 第9段階      | 1.70             | 変更なし  | 122,400 | 120,300 |
| 第10段階     | 1.75             | 1.90  | 126,000 | 134,500 |
| 第11段階(新設) | —                | 2.10  | —       | 148,600 |
| 第12段階(新設) | —                | 2.30  | —       | 162,800 |
| 第13段階(新設) | —                | 2.40  | —       | 169,900 |

イ 介護保険料の所得段階区分を10段階から13段階へと国の定める標準所得段階区分に合わせるとともに、基準所得金額も国に合わせる。

| 区分    | 区分にかかる前年の合計所得金額の範囲 |                 |
|-------|--------------------|-----------------|
|       | 改正前                | 改正後             |
| 第9段階  | 320万円以上 500万円未満    | 320万円以上 420万円未満 |
| 第10段階 | 500万円以上            | 420万円以上 520万円未満 |
| 第11段階 | —                  | 520万円以上 620万円未満 |
| 第12段階 | —                  | 620万円以上 720万円未満 |
| 第13段階 | —                  | 720万円以上         |

【施行日】 令和6年4月1日

## ②大野市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

【改正理由】 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うため

【改正内容】 ア 指定居宅介護支援事業者の指定範囲の拡大に伴い、従業者の数など必要な事項を規定する。

イ 指定居宅介護支援の方針において、規則で定めていたものを条例上で規定し、やむを得ない場合を除き身体的拘束を禁止することや、身体的拘束を行った理由の記録を義務づける規定を新たに設ける。また、介護支援専門員が居宅サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握のために行う面接に

ついて、従前の居宅訪問によるものに加え、テレビ電話装置等を活用して行うことができるとする規定を追加する。

ウ 指定居宅介護支援事業所の運営規程の概要や介護支援専門員の勤務体制など利用申込者がサービスを選択するために必要となる重要事項についてウェブサイトへの掲載を義務づける。

エ 指定居宅介護支援の提供に関して記録しなければならない事項に身体的拘束にかかる事項を追加し、記録の一部について、保存年限を5年から2年にあらためる。

【施行日】 令和6年4月1日。ただし、重要事項のウェブサイトへの掲載義務化について、令和7年3月31日まで経過措置を置く

### ③大野市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例

【改正理由】 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため

【改正内容】 ア 指定介護予防支援事業者の指定範囲の拡大に伴い、従業者の数、管理者の資格、利用料等の受領など必要な事項を規定する。

イ 指定介護予防支援の提供にあたり、やむを得ない場合を除き身体的拘束を禁止する規定を追加する。

ウ 指定介護予防支援事業者の運営規程の概要や担当職員の勤務体系など利用申込者がサービスを選択するために必要となる重要事項についてウェブサイトへの掲載を義務づける。

エ 指定介護予防支援事業者がサービスの提供に関して記録しなければならない事項に身体的拘束にかかる事項を追加する。記録の保存年限を5年から2年にあらためる。

オ 指定介護予防支援事業者の担当職員が介護予防サービス計画の作成後、当該計画の実施状況の把握のために行う面接について、従前の居宅訪問によるものに加え、テレビ電話装置等を活用して行うことができるとする規定を追加する。

【施行日】 令和6年4月1日。ただし、重要事項のウェブサイトへの掲載義務化について、令和7年3月31日まで経過措置を置く。

### ④大野市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例

【改正理由】 介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため

【改正内容】 ア 引用関係法令の条項を調整する。

【施行日】 令和6年4月1日。

### ⑤大野市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例

### ⑥大野市指定地域密着型介護予防サービスに関する基準を定める条例

【改正理由】 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため

- 【改正内容】
- ア 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護ほか地域密着型サービスの提供にあたり、やむを得ない場合を除き身体的拘束を禁止する規定を追加する。
  - イ 上記の規定の追加に伴い、事業者が利用者に対するサービスの提供に関して整備すべき記録内容に身体的拘束にかかる事項を追加する。また、記録の保存年限を5年から2年にあらためる。
  - ウ 指定（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護において、身体的拘束にかかる指針の策定や従業員への定期的な研修の実施など、適正化に関する規定を整備する。
  - エ 事業所の運営規程の概要や従事者の勤務体系など利用申込者がサービスを選択するために必要となる重要事項についてウェブサイトへの掲載を義務づける。
  - オ 管理者が兼務できる事業所の範囲を緩和する。
  - カ 指定認知症対応型共同生活介護事業者ほか入所系施設と協力医療機関との連携等に関する規定を追加する。
  - キ 介護療養型医療施設に関する規定を削除する。
- 【施行日】 令和6年4月1日。ただし、重要事項のウェブサイトへの掲載義務化、身体的拘束等の適正化等の規定の一部について、令和7年3月31日までの経過措置を置く。